

愛知県インドネシアサポートデスク

インドネシア税務に関する最新情報

ニュースレター(第 12 号)2024 年 3 月 29 日

本ニュースレターは、「令和 5 年度 愛知県インドネシアサポートデスク運営業務」を受託しております太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社(以下、「グラントソントン」といいます。)(担当: 荘林・前村・若林)よりお送りしております。

このメールは、「愛知県インドネシアサポートデスク」(以下、「サポートデスク」といいます。))が実施したセミナーおよび名刺交換会にご参加登録頂いた皆様、およびサポートデスクをご利用頂いた皆様宛にお送りしております。

■□■インドネシア関連情報のご案内■□■-----

➤ はじめに

2023 年 12 月 29 日、財務大臣規則 2023 年第 172 号(PMK-172)が財務大臣により公布・発効されました。これは関連者間取引に関する独立企業間原則の適用、すなわち移転価格税制に関するガイドラインとなります。

そこで今回のニュースレターでは、新たに規定された PMK-172 について説明します。

➤ 概要

これまでに発効された移転価格税制に係るいくつかの財務大臣規則(PMK-213、PMK-49、PMK-22)を撤廃すると併せ、PMK-172 ではこれらの内容を統合し、さらに詳細な規定が追加されています。以下、PMK-172 における主な変更点について説明します。

➤ 主な変更点

1. 移転価格の文書化の提出義務

納税者は、国税総局(DGT)からの要請に応じ、移転価格文書(マスターファイル、ローカルファイル)を 30 日以内に提出しなければなりません。これは税務調査時のみではなく、当局がコンプライアンス状況をモニタリングするような場合であっても適用されます。提出しない納税者は、税法及び規則に則って制裁を受ける対象となる旨が規定されました。

2. 移転価格の文書化の形式的要件

PMK-172 により、移転価格文書の入手可能日や内容の要件など形式的な側面が従前と比べより強調されました。これらの形式的な要件が規定に準拠していない場合、移転価格文書が無効になる可能性があります。

3. 対応的調整

対応的調整とは、移転価格調整（増額更正）による課税が行われた場合、二重課税の排除の観点から相手企業側がその調整額相当の減額更正を求める手続きのことを指します。

税務調査中に DGT あるいは租税条約締結相手国の税務当局により移転価格による更正が行われ二重課税となった場合、その取引先であるインドネシア国内の納税者は対応的調整を行うことができます。

2 つの国内納税者間の取引に対して DGT による移転価格による更正が行われ、その更正を受けた納税者が移転価格による更正に同意し、いかなる法的措置も申し立てない場合、更正を受けた納税者の国内取引相手は対応調整を要求することができます。

4. 付加価値税(VAT)への影響

関連者による販売価格が独立企業原則に基づく市場価格より低い場合、DGT が当該差額について VAT を追徴することができる旨が規定されました。なお、この場合であっても販売先では VAT の控除は認められません。

5. みなし配当

DGT による移転価格の更正は、関連者への間接的な利益還流とみなされるため、支払日・支払可能な時点・支払期限のいずれかが到来した時点で課税対象となる配当として扱われます。その一方で、更正決定通知書 (Surat Ketetapan Pajak) の発行前に、既に移転価格による更正額の現金の入金・出金があった場合もしくは納税者が DGT により決定された移転価格に同意していた場合には、移転価格による更正額は配当とはみなされない旨が規定されました。

6. 使用する財務データ

比較対象企業の財務データは、複数年データの使用により比較可能性を高めることができる場合を除き、原則として単年度の比較可能なデータを使用する旨が規定されました。

7. 相互協議(MAP)及び事前確認(APA)について

納税者が DGT に対して MAP や APA の申請を行う場合、DGT は申請から 1 ヶ月以内に書面にて決定通知書を発行し、申請を進めることができるか否かを納税者に対して通知する義務が規定されました。当該通知書が 1 ヶ月以内に発行されない場合には申請は承認されたとみなされ、DGT はその旨の決定通知書を発行しなければならない旨が規定されました。

二国間(バイラテラル)APA、多国間(マルチラテラル)APA について、各国間で相互合意に至った場合、DGT は、(a) APA が実施可能である旨の書面通知を租税条約締結相手国の税務当局から受領した日、もしくは(b) APA が実施可能である旨の書面通知を租税条約締結相手国の税務当局に送付した日から 1 ヶ月以内に APA に係る決定書通知書を発行しなければならない旨が規定されました。

➤ よくある質問と回答

Q1：2023 年 12 月 29 日に PMK-172 が発効され、納税者は 2024 年度から当該規定に従うことが必要とのことですが、経過措置等は規定されていないのでしょうか。

以下のような経過措置が設けられています。

- ・ PMK-49 に基づき進行中であり、かつ決定通知書が未発行の MAP は PMK-172 に基づき継続されます。
- ・ PMK-22 に基づき進行中であり、かつ決定通知書（実施、修正または取消）が未発行の APA は、PMK-172 に基づき継続されます。
- ・ 移転価格文書の作成・維持・提出義務に関し、2024 年度以降、PMK-172 に基づき、履行されます。

本年度のニュースレターは本号をもちまして最後となります。サポートデスクからは今後も、インドネシアビジネスに関する最新情報を配信して参りますので、来年度も引き続きよろしくお願い申し上げます。

以 上

■ □ ■ 発行情報 ■ □ ■ -----

■ 発行元

令和 5 年度愛知県インドネシアサポートデスク運営業務受託：
太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社
URL: <https://www.grantthornton.jp/aboutus/advisors/>

(東京事務所)担当：公認会計士 前村 浩介、公認会計士 若林 未絵
〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-2-7 赤坂 K タワー18 階
電話 03-6434-0729/FAX 03-5785-4132

(名古屋事務所)担当：公認会計士 花輪大資
〒451-6025 愛知県名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー25 階
電話 052-569-5605/FAX 052-569-5605

■ 配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更、その他のご質問は
下記連絡先にご連絡下さい。

愛知県インドネシアサポートデスク 荘林 健太郎(Kentaro Sobayashi)
Phone: +62-(0)21-5795-2700 (Ext.1201)(Indonesia)
Email: aichi.indonesiadesk@jp.gt.com